

## 令和5年度 第1回男女共同参画審議会概要

### 日時

令和5年6月2日（金） 14時00分～15時30分

### 場所

流山市役所第1庁舎3階 庁議室

### 出席委員

大塚副会長、加茂委員、安井委員、箱委員、残間委員、飯野委員、坂井委員、佐藤委員、増田委員

### 事務局

須郷総合政策部長、伊藤企画政策課長、佐藤男女共同参画室長、小西主査

### 傍聴者

0名

### 議題

- (1) パートナーシップ制度について（諮問）
- (2) その他

### 資料

- 資料1 パートナーシップ制度について（諮問）原本（写）
- 資料2 スケジュールについて
- 資料3 パートナーシップ制度とは
- 資料4 千葉県内のパートナーシップ・ファミリーシップ制度

## 議事録（概要）

（須郷総合政策部長）

本日は、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。昨年度、当審議会の皆様にご議論いただいた、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例については、流山市議会令和5年第1回定例会において承認され、4月1日から施行されている。

本日は、条例の基本理念や基本的施策を具現化する一つとして、本市のパートナーシップ制度について諮問させていただく。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたい。

（伊藤企画政策課長）

議事に先立ち、本日は委員13名中9名が出席しているため、流山市附属機関に関する条例第5条の規定に基づき本会議が成立していることを報告する。

また、流山市審議会等の会議の公開等に関する指針により、審議会の会議は原則公開となっている。

本日、北川会長が欠席のため、流山市附属機関に関する条例第3条第3項の規定により、その職務の代理として大塚副会長にお願いしたい。

（大塚副会長）

本日は北川会長が欠席のため、私が議事進行をさせていただく。後ほど、皆様からのご意見をお伺いしたい。

それでは、議題（1）のパートナーシップ制度について諮問をいただく。

（井崎市長）

《諮問書読み上げ》

どうぞよろしく願いいたします。

（大塚副会長）

諮問にあたり、改めて市長よりご挨拶を頂戴したい。

(井崎市長)

昨年度は、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例の策定にご尽力いただき、ありがとうございます。木更津市と並び、千葉県では初めての多様性の尊重に関する条例の制定となった。今年度は、条例に基づきパートナーシップ制度をスタートさせたいと考えている。本市の基本的な考え方として、性的マイノリティに限定せず、様々な形のパートナーを対象にしたい。また、当事者のみならず、子や親を含めたファミリーシップの形にしたいと考えている。委員の皆様には、様々な視点からご意見を賜りたい。

ミュートアントウェブという、なでしこリーグで活躍した性的マイノリティの3人組ユーチューバーに、小中学校でのジェンダー教育や職員向けの研修で何度も流山に来てもらっている。協議するうえで、私たちの想像ではなく、直接話を伺い、当事者の方々の不都合な点について理解することが大事である。また、NIFA（流山市国際交流協会）のニューズレターの1ページ目に、外国人の家族が流山で幸せに暮らしているという記事が出ていたが、このような情報は事務局から随時提供し、共有してほしい。そして全ての流山市民が、人権を守られ、多様性を尊重する中で、新しい創造的なコミュニティが作られることを期待している。お力添えをお願いしたい。

(大塚副会長)

ありがとうございます。

《市長退席》

(事務局)

《資料確認》

説明について、資料の順番が前後する。まず、パートナーシップ制度の概要を説明し、その後、先月当事者の方にヒアリングを行った結果を簡単に報告したい。

《資料3 パートナーシップ制度とは》

パートナーシップ制度とは、法的に婚姻が認められていない同性同士

の方や、様々な事情で婚姻届を提出できない方を対象に、お互いがパートナーシップの関係であることを市に届け出て、それに対し市が独自で証明書を発行することで、対外的に関係性を証明することが可能となる制度である。婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではないが、証明書により社会的配慮を受けやすくすること、また対外的に関係性が証明できない方々の不安な気持ちを、市として受け止めるといった側面も備えている制度になる。ファミリーシップ制度とは、パートナーシップ関係にある双方及びその一方の子又は親が家族として併せて届け出ること、関係性を証明できる制度である。下図の、真ん中の点線で囲われているAとBがパートナーシップ関係、その枠外の親や子を含めた関係性がファミリーシップ関係となる。

#### 《資料4 千葉県内のパートナーシップ・ファミリーシップ制度》

県内でパートナーシップ制度を導入しているのは8市。そのうち、対象を同性同士の方と限定しているのは浦安市のみで、他の7市は事実婚の方も対象としている。この7市は、パートナーシップに加えファミリーシップも導入しているが、ファミリーシップの対象者については、未成年の子のみとしているのが7市のうち6市で、子のみではなく親も対象としているのは木更津市のみである。

この制度導入のメリットとしては、15ページ下段の行政サービスにあるように、市営住宅の申込や罹災証明の発行が可能となったり、市立病院等で面会や病状説明を受ける際に、関係性を説明しやすいということがある。また、市の職員であれば、結婚休暇などの休暇制度の活用といったものがある。流山市としても、今後関係各課と調整の上、証明書を使って受けられるサービスを確保していく予定である。

#### 《資料1 パートナーシップ制度の基本的考え方》

資料4の県内の状況も含めて、市で検討した結果、主な部分について説明をさせていただきます。

2. 制度の形式については、他の市と同様に要綱で制定し、婚姻届等の戸籍の届出に倣い、宣誓制度ではなく届出制度とした。

3. 対象者については、性的マイノリティの方だけでなく、事実婚の方も対象とする考えである。これは、この制度の根拠となる条例が、性

的マイノリティのみならずすべての者が自分らしく暮らせることを目的としていること、また、制度を利用する人を性的マイノリティに限定すると、意図せず利用者が性的マイノリティだと周囲に分かってしまうということを念頭に置いている。住所要件としては、婚姻している夫婦でも別居婚や週末婚等の形があるため、同居別居を問わず、一方が流山市民であることを要件とした。また、ファミリーシップについて、子のみではなく親も含めることで、今後も様々な家族の在り方に対応できると考えたため、木更津市同様親も子も含めた制度としたい。

5. 届出の方法としては、この制度においてはお互いの意思確認及び本人確認が重要と考えるため、予約制とし、二人の本庁舎への来庁をもって個室で受け付ける予定である。

その他の内容については、記載の通りである。また、記載はないが、届出書類等の保存期間について追加したい。流山市の場合は、期限のある保存期間が最長30年のため、30年で考えている。ただし、30年後も関係性が続いている場合には保存期間の延長という形で対応したい。

#### 《資料2 スケジュールについて 説明》

早ければ、令和6年1月に制度を開始したいと考えている。

最後に、5月18日に性的マイノリティの当事者の方からヒアリングを行ったため、報告する。ヒアリングを行った当事者はゲイ男性2名、戸籍上は男性のトランスジェンダー1名の合計3名で、それぞれ別のパートナーと県内の自治体でパートナーシップ証明を受けている。

ヒアリングした中で、当事者の最も大きな願いは、パートナーシップ制度そのものを導入して欲しいというものだった。証明書が発行されることで、これまで誰にも公に示すことが出来なかった2人の関係性が、市から承認された証明書を持つ安心感は大きく、自身への肯定感を得て、生活のクオリティが上がったとのこと。3人からは度々、「証明書のメリットは目に見えるメリットではなく、精神的なものが最も大きい」という話があったが、市としては、今後内部の調整だけでなく、この証明書の認知度が上がり、証明書を利用できるメリットも生まれるよう、医療機関や不動産関係等に周知していく予定である。

(大塚副会長)

昨年度からの流れとして、多様性を尊重する社会の推進に関する条例について市長から諮問を受けて、この審議会で答申をした。今年度は、誰もが暮らしやすい多様な生き方を選択できる環境の一つとして、市長からパートナーシップ制度について諮問を受けたところである。市としてどのようなパートナーシップ制度をつくりあげたいかということについて、基本的考え方として説明があった。皆様からのご意見を伺う前に、資料やただ今の説明について、質問や確認があれば先に受けたい。

(坂井委員)

届出制度と宣誓制度の違い、また、流山市が届出制度にした理由を教えてください。

(事務局)

宣誓は、この2人がこの関係であるということも宣言するという形になる。婚姻届が出せない方というのは、届出を出したいけれども出せないということで認識をしている。そのため、婚姻届に倣い、宣誓ではなく届出という形にした。

(増田委員)

マイノリティの方の人権も守っていくということだが、シビル・ユニオンではなく、ドメスティックパートナーシップという認識。権利を守ると言っても、相続権等の権利は関係なく、できる範囲の権利を与えていこうということだろう。例えば、病院の訪問権や治療の代行権、埋葬権など、どこまでできるのか、どこまでやろうとしているのかもよくわからない。権利を守るという観点であれば、相続権など根本的なところが必要だが、そこまではできない。どのような権利をどの範囲で守ろうとしているのかという点をはっきりしないと、夢ばかりあって実は何もできないということにもなりかねない。心の安定になるだけではあまり意味がないのではないか。国や一般企業とどう連携していくか。病院等にどう周知していくのか。私はずっと外資企業にいたため、LGBTは当たり前で、退職金の取扱いや福利厚生の中でも権利として与えていた。また、サービスを継続していくに当たり、コミュニティやサポート

センターを設けていくといったことも必要ではないか。

（大塚副会長）

ご意見として承りたい。

（事務局）

どこまでできるかという点について、庁内で照会をかけたところではあるが、他市の状況と同じように、やはり市でできることは限られている。性的マイノリティ当事者の方が1番困っているのは、病院と住居の関係と聞いている。市として、制度開始前に医師会等へ働きかけを行うことを考えているが、病院によってできるところとできないところがあるという点が難しい。住居の面でも、例えば男性2人の入居について、不動産会社がOKであっても大家が断るということもある。この人たちの権利をどう守っていくのかという部分について、市として詰めていかなければいけない。こういう制度ができてこういうことをお願いしたいということを周知していくという所を大事にまずはやっていきたい。

（大塚副会長）

おそらく、その前段階のパートナーシップ制度なのではないかとも感じ取っている。他に質問や確認しておきたいことはあるか。

（飯野委員）

形式として要綱という形を示されたが、流山市としては法令的にどのような位置づけを考えて要綱になったのか確認したい。

（事務局）

条例か要綱か、というところだが、千葉県内すべて要綱という形になっている。要綱にした理由は、1番は修正がしやすいということ。例えば他市であれば、パートナーシップだけだったところに子を入れたり、そこにまた親を入れたり、運用を始めた後にその時に合わせた形に直していく際、条例よりも修正がしやすい。また、今後他市との連携を考えた時に、同じ形式の方がスムーズに進みやすいのではないかとということを含めて、要綱という形にしている。

(大塚副会長)

他に質問や確認事項がなければ、次に、今回のパートナーシップ制度の基本的考え方について、ご意見を伺いたい。率直にどう受け取ったかというところも是非伺いたい。飯野委員からお願いしたい。

(飯野委員)

要綱の場合は修正しやすいということは、裏返して言うと、まず初めの一步を出してみましようというように聞こえた。まず初めの一步を出して、そして増田委員が仰ったように社会情勢や世の中の動きを見て修正をしていくということがしやすいのだろうと思ったため、要綱の形式にするという意味があると理解した。

3番目の対象者の(3)「配偶者がいないこと」は戸籍の全部事項証明で確認ができるが、(4)「他の人とパートナーシップ関係にないこと」をどう確認するのか疑問。これを確認するのは難しいのではないか。また、(2)の住所要件について、3ヶ月以内に流山に転入予定という他市の人が出た時に、それを流山市という行政機関が証明できるのか、そこは良く検討したほうが良いのではないか。

4番目の通称名の使用について、届出受理証明書等に戸籍名と通称名のどちらかが記載されるのか、それとも両方の名前の併記を認めるのかによって、届出の形が変わるのではないか。戸籍名を使いたくない方は通称名だけで良いだろうし、両方併記して欲しいという方は併記になるだろう。健康保険証等色々な場面で通称名は難しい。裏面ではなく表面に両方記載する欄を用意しておいて、どちらの名前を書いて欲しいかと選択をさせた上で、どちらかまたは両方を記載するという方が、法的には適っているのではないかと思う。

5番目の届出の方法について、非常に心配したが、市役所本庁舎の個室で受付すると説明があり、それなら良いと思った。今後、件数が増えて出張所で受け付ける必要が出てきた場合には、場の設定と職員研修をしっかりと行うことは重要だろう。

6番目の必要書類について、流山市の婚姻届の届出に必要な書類の案内には、戸籍の全部事項証明「※届出時点で内容に変更がないもの」と書いてある。「3か月以内に発行されたもの」とすると、1か月以内に別の行為を行った場合でも3か月以内であればOKとならないか。市民

課等に確認し、より正確を期したものにした方が良い。

この資料を拝読した際、今年の4月1日に施行された多様性条例の一環だと考えて、いわゆる婚姻届を出すことができない者を念頭に置いて読んだが、婚姻届を出せないのか出さないのかは意味が全く違う。出せない人についてであればとてもわかりやすいが、出さない人となるとまた違う話になる感じがする。そこを整理した方が良いのではないか。

文書保存期間の設定の仕方は、うまく仕組みをつくる必要がある。

13番の市民及び事業者への周知について、是非お願いしたい。他にないのかと考えたが、現時点ではこれしかないと思っている。今後運用していく段階で、さらに書き加えることがあれば要綱を見直していけば良い。

(大塚副会長)

具体的に進んでいった時の疑問や問題点があるのではないかという点について、今日の意見を踏まえて次回もう少しはっきりしてくるのかと思う。それでは、順番に指名させていただく。

(坂井委員)

パートナーシップ関係にあるかどうかという確認はどのように行われるのか。何か書類で証明をしてもらうということがあるのか。

(事務局)

配偶者の有無は確認できるが、他のパートナーの有無については口頭での確認のみとなると考えている。また、届出に来た2人がどのような関係性かということを確認するということは考えていない。

(坂井委員)

自己申告で、市としては認めるということか。

(事務局)

婚姻届のように法的な制度ではないため、難しいところである。先進自治体では、様式に確認という項目があり、例えば、「宣誓をしようとする当事者2人以外の者と事実上婚姻の状態にないこと」について「は

い」「いいえ」という欄を設けて担保している状況。また、基本的考え方  
方の12番にあるように届出の無効を設け、届出書の内容に虚偽があった  
場合は無効とするという形で担保したいと考えている。

(坂井委員)

多様な生き方を選択できる環境をつくるということがこの制度の目的  
であるため、そのために実効性をどう伴わせていくかということに尽き  
ると思う。届出される方々の精神的なメリットというのは、そこでかな  
り意味があると思うが、実効性をどうしていくのかがこれからの課題。  
それに関連して、どう啓蒙していけば実効性に繋がる企業等が出てくる  
のか、そこをしっかりと考えて欲しいと思う。

(増田委員)

明確にどこに書いてあるということではないが、一般的に保険会社等  
でも共同生活をして例えば3年一緒に暮らしているということが事実婚  
の定義となっていると思う。対象者に「事実婚を含め」と入れてしま  
うと、事実婚の定義とパートナーシップとのギャップができてしまう。  
パートナーシップは一緒に住まなくても良い、心の面での約束、という定  
義もできると思うが、その辺をはっきりしないと事実婚との関連はど  
うなのかということがある。もっと大切なのは、別れる時。パートナ  
シップ解消といっても、例えば子どもがいた時の今後の扶養をどうサポ  
ートしていくのか、お互いお金がなくて別れた時にどう市としてサポ  
ートするのかしないのか。別れる時の解消の部分が非常に弱いと感じる。  
事実婚の部分と、何をもってパートナーシップなのかというところをは  
っきりしないといけないと思う。

人権を守ると言っているが、守れる権利は少ない。どういうものを守  
るのかをはっきりしなくてはいけないのと、サポートセンター等を市で  
設けて、当事者の意見を聞いたり、新しい制度をつくれるのか、民間企  
業に働きかけをするのか、ということも必要ではないか。また、解消時  
の問題は離婚と同じことであり、子どもがいたり、相手方が病気で収入  
もなくなった時にどうするのかというケースも考えないといけない。

対象者が18歳以上となっているが、女性はまだ今16歳で結婚でき  
るのであれば、結婚はできるのにパートナーにはなれないというのはお

かしい。保存年限について、30年はすぐ経ってしまう。この制度が進み、例えば40年前にパートナーシップを届け出た親のパートナーシップ証明の提出を求められた時に、30年経過したのでありません、となると問題も起こるのではないか。

(佐藤委員)

人権を守るという大枠のコンセプトは理解できるが、守れる権利は少ないため、差別をしないでくださいという周知をするレベルのところには効力はあるのだろう。パートナーシップ制度と戸籍が無関係である以上、年金ももらえず、遺産相続人にもなれない。法的拘束力を持たない中で、差別をしないということが最も重要なのは命の問題の時。配偶者ではないとみなされてパートナーの看取りをさせてもらえなかったり、亡くなった後の書類へのサインが、本当にこのパートナーの人で大丈夫なのかということを経験している病院は懸念する。病院としては、血縁関係のある親が後々出てきて、なぜ親ではなくパートナーが手続きをしたのかと訴えられると困る。その時に流山市のパートナーシップの書類で、ということになると思うが、命が生まれるところと命が終わるところ、その危機管理の部分が一番重要で、医療とのすり合わせが必要。それに準じて、お墓や住む場所や、次の生活水準に移っていくのだと思う。病院に配偶者と同等の取扱いをしてくださいとまでは言えないが、落とし所として、流山市はそういう方たちに対しても温かく対応してもらいたいということを経験しているところがあるのだろう。

市の職員が福利厚生を利用できるというような、市でできることをまずやっていくことはとても良いと思う。

パートナーシップとファミリーシップはまた別の話。必ずしもパートナーが1人ではない方もいて、パートナーが複数いる場合、それぞれの関係の目的や付き合い方が違う。通常パートナーシップ制度と言うと2人の関係を想定すると思うが、一方の人が流山市にいればもう一方は流山市にいなくても良いということであれば、その一方の人はまた別の自治体で申請ができてしまうという可能性もあり、限界はあるのだろう。

医療側は、受診した患者に詳細は聞かない。診察も見た目の性でして欲しいのか、生まれた通りにして欲しいのか、本人の申し出がないとわからない。同性同士の関係は目に見えず、異性の事実婚とは可視化のレ

ベルで違う。ぱっと見てわかる関係とわからない関係を一緒に扱っているのかという点も考える必要がある。

ファミリーシップについて、子どもが関わってくると、長く生きていく子どもの方を手厚くして欲しい。パートナーシップとファミリーシップを一緒にというのもわかるが、ファミリーシップの課題と対応についても議論していきたい。

(大塚副会長)

具体的なお意見で色々なところがイメージできた。他市で工夫されている点やどんな点で問題が起きるか、次回以降でお知らせいただきたい。

(伊藤企画政策課長)

先ほど増田委員が仰っていた女性の婚姻年齢について、民法改正で成人年齢が18歳になった時に18歳に揃えられていると思う。

(佐藤委員)

2022年4月1日から女性の婚姻可能年齢は18歳となりましたと書かれている。

(大塚副会長)

早速お調べいただき、ありがたい。

(坂井委員)

流山市としては、パートナーシップの関係をどのように定義しているのか。

(事務局)

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいう、という定義を考えている。

資料4に県内8市の表の第2条にそれぞれの定義があり、概ねそれらと同様の内容を考えている。

(坂井委員)

2人がパートナーシップの関係にあるかどうかについては、届出の際に自己申告をしてもらい、それによって市として判断するという理解でよろしいか。

(事務局)

今のところ、届出書に他市と同様に確認欄を設けて、本人が確認をした上でチェックを入れていただく形を想定している。

(佐藤委員)

インクルージョンクライテリアとって申請をする採用基準はあるが、市としてはとにかく申告があればOKという形で除外規定は設定していないということか。

(事務局)

申請を受けるにあたっては、確認欄は設けるが、除外基準は特に設ける予定はない。詐称等が判明した場合には無効にすることを検討している。

(増田委員)

少し矛盾を感じる。定義で、経済的にお互いにサポートしているとか、事実婚で3年一緒に暮らしているなどの条件があるが、不動産会社にパートナーシップ関係を証明するためにこの制度を利用するという人もいる。そういうパートナーシップの関係を築くために、届出をして一緒に生活していくという人もいると思うが、どう判断するのか。結婚は権利や扶養などの義務もつく。結婚でも、新婚旅行で別れる人もたくさんいる。何ををもってパートナーとするのか、当事者の気持ちだけ、宣言だけ、となるとよくわからない。

(大塚副会長)

権利まではパートナーシップ制度で保証できないというところもかなり絡んでくるのかと思う。結局のところ、気持ちだけの繋がりを証明するのか、ということが疑問なのかと感じた。皆様すでにご理解いただい

ていると思うが、当事者の声として、制度があることで認められるというところも大きくある。細かいところは詰めていかないといけないが、難しい部分でもあり、是非皆様のご意見を伺いたい。

（残間委員）

今までの議論を聞いて、基本的考え方が掘り下げられて、次回さらに良いものができていくのではないかと感じた。制度の目的である誰もが自分らしく暮らせるまちの実現をめざすというところで、当事者の話を聞いたことがあるが、認めてもらうということがとても大事だと痛感した。まず初めてみるということが大事だと思う。

（箱委員）

皆さんの意見を聞いてとても勉強になった。率直に思ったことは、証明書があることで当事者の生活のクオリティーが上がり、精神的な安心感が得られるということで、まずは初めてみることが大切なのではないかと思った。

（安井委員）

流山市がパートナーシップ制度を取り入れていきたいという気持ちは理解できたが、地域ではまだ一つも議題になっていない。地域の一員として性的マイノリティの方が身近にいた時に、学校教育も含めて難しい課題だと思う。漠然とパートナーシップ・ファミリーシップを制度化するだけでなく、学校教育の中にうまく取り入れていきながら、住んでいる地域でもどのように協力、理解していけるのかということができていかないと、井崎市長が掲げる理想に繋がっていかないのではないか。そこが少し不安に感じた。

（加茂委員）

地域で、気がついていないだけかもしれないが、周りにはいないような気もする。住みやすい流山にできればと感じてはいるが、ファミリーシップも、届出の方法も、もう少し考えていかななくてはいけないと思っている。

(大塚副会長)

皆様にご意見をいただいたが、改めて意見交換していきたい。

(佐藤委員)

ファミリーシップの関係性の概念図がわからなかったので教えて欲しい。親とパートナーシップを結ぶ人と子どもの縦ラインは血縁なのか。

(事務局)

資料3をもう一度見ていただきたい。AとAの親とAの子は戸籍で確認ができる親子関係。婚姻であれば自分たちの子と認められるところが、パートナーシップ関係だとそこまで認められないため、今回のファミリーシップは、AとBがパートナーシップ関係となった場合に、例えばBがAの親を病院に連れて行ったり、Aの子を保育園に迎えに行くなど、どちらかという実の縦ラインというよりは、相手の親と子というイメージを持っている。

(佐藤委員)

パートナーシップを組んでいるAが、bと書かれている子を保育園に連れて行ったり、就学支援を代わりに申請できたりするということか。

(事務局)

その通り。そういうことができるような形で検討したものがファミリーシップである。

(佐藤委員)

Bが亡くなった後も、ファミリーシップを継続していれば、血縁も戸籍上も何も関係がないけれども、ファミリーとしての支援を受けていくということか。

(事務局)

亡くなった後に子が15歳以上であれば、ファミリーシップを続けるかどうかという点について子の同意を得ようと思っている。Aが亡くなった時にaが15歳未満だった場合には、Bに確認をして、Aが死亡し

たが、自分がAの子の面倒をみるということであれば、ファミリーシップの継続という形を続けることを想定している。

(佐藤委員)

法的拘束力は持たず、戸籍上何ら血縁関係もない自称ファミリーと言っているだけで、生活していけるものなのか。

(事務局)

祖父母や実の親が出てくると、法的にはそちらが強い。ファミリーシップはあくまで法的な制度ではないため、今までファミリーシップを組んでいたBが、自分がaを面倒みるという申請を受けたら、流山市としてはファミリーシップという形では継続ということを考えている。

(佐藤委員)

15歳の年齢の理由は何か。

(事務局)

養子縁組や自身の氏名変更などの戸籍の届出が15歳以上で可能であり、意思判断ができるということから、それを根拠として15歳としている。

(佐藤委員)

15歳でファミリーシップを抜けると言ったら、その子はどうなるのか。

(事務局)

15歳以上になった子が届け出ることによって、ファミリーシップから抜けることが可能になる。

(佐藤委員)

それで何が変わるのか。

(事務局)

ファミリーシップ証明書から名前が消える。カード式で財布に入れて持ち歩くような物を考えているが、そこに自分の名前とパートナーの名前があって、ファミリーシップを結んだ人の名前が入っている。それを見せることで家族関係であるという証明として利用できるという物を考えているが、そこから名前が消えることで、その子についてファミリーとして何も手続きができなくなるということを想定している。

(佐藤委員)

戸籍上は何も変化がないということは、抜けても何も変わらないと思うが、なぜあえて15歳なのか。

(事務局)

市民課に確認したところ、15歳が本人の意思決定の目安となり、戸籍の届出や印鑑登録の手続きができる、世帯主になれるといったことがある。それを参考にパートナーシップでも15歳と定めた。

(増田委員)

15歳で継続するか抜けるかを決めるということか。

(事務局)

15歳になると、抜きたい場合に本人が抜けられるということ。

(増田委員)

15歳で何が起こるのか。

(事務局)

15歳になった時に本人が届出をしなければ何も変わらない。届出を出せば抜けられる。15歳未満の子が自分で抜けるという想定はしていない。

(増田委員)

未成年でも、15歳というボーダーを作らず、後見人がついて相談して判断するということができるのではないか。パートナーだとしてもひ

どい親もいる。14歳でも関係を持ちたくない、抜きたいと思う場合もある。法律上は、未成年でも後見人と相談するということになると思うが、なぜパートナーシップだけそういう形をつくったのか。

(大塚副会長)

基本的考え方の11番に関わってくるところかと思う。まだはっきり考えられていないところかもしれないが、後見人がついている場合のパターンが他市であれば教えて欲しい。15歳で本人の意思によって抜けることができるということは皆さん理解できたかと思う。

(佐藤委員)

15歳で何も申し立てず、16歳でも申し立てなければ、申し立てない限りは継続ということか。15歳になった時点で意思確認が一斉に行われるということではないですね。

(大塚副会長)

15歳で本人の意思がある時に、ということかと思う。その認識で間違っていないか。

(事務局)

はい。

(大塚副会長)

まだわからない部分について具体的にご意見をいただいたため、次回に生かせるのではないかと考えている。また次回議論していきたい。

議題(2)のその他について、事務局からお願いしたい。

(伊藤企画政策課長)

第2回の審議会は、6月16日(金)午前10時から、同じこの場所で予定している。内容は、本日の議論を踏まえた説明と、答申に向けた話になろうかと思う。また、次回の会議はZOOMを利用したオンライン併用型を考えている。なお、オンラインでの実施は当審議会で初めてである。事前に環境等は十分確認するが、オンラインでの参加を希望さ

れる方は、ご自身の通信環境を予めご確認ください。当日、参加の意思はあるが繋がらないという場合には、申し訳ないが欠席扱いになる場合もあることを予めご承知おきいただきたい。資料は、本日配付した資料を次回も使用するためお持ちいただき、追加資料があれば配付する。

私どもが主催する男女共同参画の講座イベントについて、資料をお配りした。直近では、7月8日に、ジェンダーと多様性の視点からという講演会がある。ご興味のある方はお申込みいただきたい。また、今月の23日から29日まで、男女共同参画週間として日本全体で様々なイベントが行われる。流山市は、今年は市役所1階のロビーで「なるほどジェンダー」というパネル展を開催する。是非お立ち寄りいただきたい。

(大塚副会長)

以上をもって、令和5年度第1回男女共同参画審議会を終了とする。